

徳島県規則第七十七号

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年七月十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例施行規則（平成二十七年徳島県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

八 休眠預金等交付金関係助成金（条例第四条第一項第二号ロ に規定する休眠預金等交付金関係助成金をいう。次条及び第六条第四号において同じ。）

第五条中「受入寄附金総額」の下に「から休眠預金等交付金関係助成金の額の総額を控除した金額」を加える。

第六条に次の一号を加える。

四 休眠預金等交付金関係助成金の額の総額

附 則

この規則は、公布の日から施行する。